

平成 19 年 12 月 7 日  
東 海 財 務 局

株式会社ユニバーサル・インベストメント  
に対する行政処分について

1. 株式会社ユニバーサル・インベストメント（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

(1) 顧客から預託を受けた金銭について自己の固有財産と区分管理していない状況

当社は、平成 19 年 11 月 7 日現在、顧客から預託を受けた金銭の一部を当社の運転資金等に充当するなど、自己の固有財産と区分管理していない状況となっている。

当社の上記の状況は、金融商品取引法（以下「法」という。）第 43 条の 3 第 1 項に違反すると認められる。

(2) 自己資本規制比率が 120%を下回る状況

当社の自己資本規制比率は、平成 19 年 11 月 7 日現在 120%を下回る。

当社の上記の状況は、法第 46 条の 6 第 2 項に違反すると認められる。

(3) 純財産額が最低純財産額を下回る状況

当社の純財産は、平成 19 年 11 月 7 日現在 5 千万円を下回る。

当社の上記の状況は、金融商品取引業者に対する監督上の処分を求めることができる法第 52 条第 1 項第 3 号（純財産額が、5 千万円に満たなくなった者となったとき）に該当するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記(1)については法第 52 条第 1 項第 3 号及び第 6 号並びに、法第 53 条第 2 項、下記(2)については法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

平成 19 年 12 月 8 日から同 20 年 6 月 7 日までの間、全ての店頭デリバティブ取引等業務の停止を命じる。

ただし、店頭デリバティブ取引等の決済に伴う反対売買等の受託をすること及び委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等の返還を行うこと並びにこれら業務以外で停止すると委託者等に著しい不利益を与えると当局が個別に認めたものを除く。

(2) 業務改善命令

- ① 顧客から預託を受けた保証金等の正確な把握を行い、不足額を速やかに解消すること。
  - ② 顧客資産の保全を最優先とし、会社財産の不当な費消を行わないこと。
  - ③ 自己資本規制比率の改善計画を策定すること。増資等を行う場合は当社の財務状況等について説明責任を果たすこと。
  - ④ 顧客に対して今回の行政処分の内容を周知するとともに、適切な対応を行うこと。
  - ⑤ 法令遵守に関する内部管理態勢の強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。
  - ⑥ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。
- 上記①については、毎週月曜日及び随時に当局に報告すること。また、②から⑥については毎月初及び随時に当局に報告すること。

連絡・問い合わせ先 東海財務局 理財部 金融監督第3課 052-951-2498 (直通)
---